

中医協が改定案を答申

消費税増税対応も損税解消せず

中医協は消費税増税による補填分を初診料に上乗せすることなどを盛り込んだ2014年度診療報酬改定案を12日、厚労相に答申した。

改定案では、増税対応として歯科の初診料に16点、再診料に3点それぞれ配分する。増点幅はわずかであり、損税解消には程遠い内容になっている。

「在宅歯科医療の推進」や「歯科歯科連携の強化」「歯科医療の推進」の各分野では、歯科訪問診療3の新設や歯周病安定期治療の算定要件の緩和、医科医療機関から歯

主要改定項目（詳細は全国保険医新聞2月15日付参照）

改定項目	旧点数	新点数
歯科初診料	218点	234点
歯科再診料	42点	45点
外来環	28点	26点
初診時	2点	4点
再診時		
暫間固定（簡単なもの）	300点	200点
P処	10点	14点
歯肉剥離掻爬手術	620点	630点
歯周組織再生誘導手術	760点	840点
一次手術	320点	380点
二次手術		
歯周病安定期治療	300点	200点
1歯以上10歯未満	300点	250点
10歯以上20歯未満	300点	350点
20歯以上		
加圧根管充填処置（加算点数から独立）	単根管 +128点	130点
2根管	+152点	156点
3根管以上	+184点	190点
フッ化物歯面塗布処置（在宅等療養患者の場合）	（新設）	80点
CAD・CAM冠	（新設）	1200点
小児保険装置	（新設）	600点
支台築造印象	22点	26点
T e C	30点	34点
新製有床義歯管理料	150点	190点
困難加算	困難な場合以外 +40点	230点
有床義歯管理料	70点	（削除）
有床義歯長期管理料	（歯科口腔リハビリテーション料に統合・再編）	60点
（削除）		
歯科口腔リハビリテーション料1有床義歯の場合	困難な場合以外	（新設）100点
困難な場合		（新設）120点
義歯調整料（歯科口腔リハビリテーション料に包括）	30点	（包括）
有床義歯（総義歯）	2100点	2110点
有床義歯修理	224点	228点
歯科技工加算	22点	24点
双子鉤	230点	234点
二腕鉤	212点	216点
コンビネーション鉤	（新設）	220点
歯科訪問診療1	850点	866点
歯科訪問診療2	380点	283点
歯科訪問診療3	（新設）	143点
在宅かかりつけ歯科診療所加算（新設）	（新設）	100点
急性対応（1日2人～5人以下）	85点	55点
（1日6人以上）	同一建物複数	50点
周術期口腔機能管理料（Ⅰ）手術前	190点	280点
周術期口腔機能管理料（Ⅱ）手術前	300点	500点
舌接触補助床（旧義歯を用いた場合）	（新設）	500点
歯科口腔リハビリテーション料1舌接触補助床	（新設）	190点

概要は右表の通り。

協会では3月23日に御堂会館（大阪市中央区）で中央新点数説明会を開く。午前の部（10時15分～）は会員限定。午後の部（1時15分～）は会員院所スタッフ（歯科衛生士・助手・受付担当者）も参加できる。



今年も確定申告の時期が近づいてきた。皆さんの1年間の診療所運営はいかがだっただろうか。

歯科医療は景気の影響を受けやすい業種だ。安倍政権による経済政策、いわゆるアベノミクスによって経済は回復基調にあるとされているが、大企業だけが好調な業績を上げているだけである。

輸入原材料価格の上昇や国内需要の低迷で中小企業は厳しい経営にさらされている。安倍内閣は世界で企業が最も活動しやすい国にするために、更に派遣労働と有期雇用を拡大し解雇規制を緩和しようとしている。企業業績は好調にもかかわらず正規雇用は増えず、給与所得は一向に上がらない状況で、4月から消費税

談話

雇用と所得が向上してこそ

2013年分確定申告にあたって

経税部長 富本昌之

ゼロ税率要求は聞き入れられず、消費税の増税が経営に重くのしかかってくる。診療報酬は実質マナス改定だから4月か

「2013年分所得税・確定申告の手引き」を掲載

の要支援者の保険外し▽生活保護費の削減▽達成される。社会保障を充実させて生活不安を軽減させてこそ社会の安定

雇用と国民所得が向上してこそ経済の好循環が実現する。国民生活が改善したと実感できている人は一体どれだけいるだろうか。

協会は安心して医療機関を受診できるように窓口負担軽減、特に子ども医療費助成の拡充、国民皆保険を守るためにPP反対、改憲を許さず社会保険を充実させる、原発ゼロで安心の社会を目指してこれからも各種運動をしていく。会員の先生方には引き続きご協力をお願いしたい。

このだけ経済がグローバル化し、円の対ドルのレートが日本経済をかき回すに筆者は保険点数しか念頭にない。だが、食物や麻薬も一国に留まらず通貨と同様昔から世界の歴史変動にインパクトを与えてきた。アヘン戦争も「自由貿易」への要求から起こった。

レセコン依存に警鐘 カルテ記載の重要性を強調



レセコン頼りに警鐘を鳴らす平尾清司氏＝1月25日、M&Dホール

社保研究部

社保研究部は、個別指導対策講習会「レセコンのカルテ作成機能は個別指導の現場で通用するか？」を1月25日、M&Dホールで開き、70人が参加した。

個別指導をめぐる状況として、財界の要望を政府が取り入れ個別指導が強化されてきているとストライドを交えて話した。普及しているレセコンは優れている点が多くあり、実日数や治療の流れ、レセプト記載要領に

合致していればレセプト審査上は通過する。例えばカルテ記載が不十分であっても、たちまち支障が生じることはない。しかし、個別指導では、算定要件どおりにカルテ記載されているか点検されるため、算定要件からみて不備であることが指摘され、返還につながっている。レセコンのカルテ作成機能だけに頼り過ぎず、日常のカルテ記載が重要であると強調した。

大阪の歯科医師には年間50件の個別指導が実施されている。昨年末に保険医取り消し（相当）が2件出るなど、その内容はますます厳しくなっている。できる限り個別指導の場では録音と弁護士の手を借りておくべきである。参加者に促した。

一国家に一族という考えが明治以降の日本人にはごく普通に受け入れられているが、世界にはそうでない国家も民族もたくさんある。

お知らせ
協会の社保担当事務局員は、4月中旬まで改定書籍『要点と解説』『歯科保険診療の研究』の製作業務で事務所を離れます。お問い合わせは出先から折り返しの対応となります。

2/15
2014年第1162号
（毎月5、15、25日発行）

大阪府歯科保険医協会
大阪府浪速区幸町1-2-33
電話(06)6568-7731(代表)
http://osk-net.org/
●定価年間10,000円 月1,000円
●1977年5月23日第三種郵便物認可

3～6面に特集「2013年分所得税・確定申告の手引き」を掲載